

一関市監査委員告示第9号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年8月9日

一関市監査委員 及 川 弘 人
一関市監査委員 加 藤 伸 弘
一関市監査委員 千 葉 大 作

記

1 監査実施日及び対象

令和5年6月9日（金）

月日	時 間	対 象	監査 区分	被監査者	
				団 体	担当課
6 月 9 日 (金)	午後 1時15分 ～ 2時45分	令和4年度 こばとクラブの指定管理者 による管理	指定 管理者	こばとクラブ運営委 員会	児童保育課

2 監査の範囲

令和4年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状

況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。

- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

監査結果報告書

こばとクラブ

第1 指定管理の概要

施設名 こばとクラブ
指定管理者 こばとクラブ運営委員会
担当課 健康こども部児童保育課

- (1) 施設の所在地
一関市蘭梅町7-1
- (2) 施設の設置目的
放課後児童健全育成事業の実施
- (3) 施設設置年月日
昭和53年4月19日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成31年4月1日から令和5年3月31日までの4年間
(指定初年度：平成18年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和4年度指定管理料
18,906,135 円

第2 監査の結果

令和4年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。